



マネジメント 報告

コンプライアンス

コンプライアンスは単なる法令等の遵守ではなく、お客様および社会の信頼を獲得するための行動であるとして捉えています。グループ横断的な施策と、グループ各社それぞれの施策の双方から、取組みの強化を図っています。

取組みの現状と目標

コンプライアンスに関する社会からの要請に応じていくためには、大和証券グループの全役職員が証券業の公共性、

社会的使命を踏まえ、常に高い倫理観を持って証券市場の健全な発展に寄与することが必要です。

役職員一人ひとりが高いコンプライアンス意識を持ち、業務のなかのリスクや問題点を自ら発見して改善できる自浄作用を持ったシステムを維持していきます。

2007年度の課題・目標

グループ全体

- グループ各社への「企業倫理、コンプライアンス意識」の醸成
- 反社会的勢力への対応強化

大和証券

- 金融商品取引法、金融商品販売法等の改正に伴う諸体制の構築
- 簡素化・合理化を含めた社内ルールの見直し
- 顧客管理体制・営業員管理体制の強化

大和証券SMB C

- 金融商品取引法、金融商品販売法等の改正に伴う諸体制の構築
- 情報管理を厳格化し、特に個人情報・個人データの漏洩未然防止体制の定着
- 外国為替法令に係るコンプライアンス体制の強化
- リスク管理体制の高度化への対応

2007年度の実績・進捗状況

- 大和証券グループ本社の企業倫理担当による「企業倫理研修」をグループ内の4社で実施
- 反社会的勢力に関するデータの蓄積・情報収集の推進

- 関連各部署が連携して実務面の取り決めを行い、営業店職員への周知活動、eラーニングによる理解度テスト等を実施
- 実効性を向上させるため、社内諸ルールの合理化・簡素化・体系化を実施
- お客様の適合性や営業員の勧誘状況を上席者が検証する仕組みを見直し、ガイドラインを定めることで管理体制を強化

- 新法の要請する顧客管理体制、投資勧誘体制、広告等審査体制、折衝記録管理体制等を整備
- 各部署が管理する個人データの実在性点検を実施
- 外部記憶媒体等による個人データ受け渡し規則を厳格化
- 資産凍結経済制裁対象者に係る口座チェック体制の迅速化
- 新たな潜在リスクにおける部内検査実施に向けた体制を構築

コンプライアンス推進体制

グループ全体の理念や方向性の策定などグループ横断的な施策については、大和証券グループ本社が中心となって進める一方、グループ各社の業態の違いにより、遵守すべき法令などが異なることから、各業態に応じた法令などへの対応は、グループ各社のコンプライアンス部門が主導して取組みを行なっています。

2007年度は、金融商品取引法等の施行に対応するため、グループ各社において法の要請がある項目について見直しを行い、より実効的な遵守体制を確立するための体制を整えました。グループ各社がそれぞれの役割をはたすとともに、大和証券グループ本社も含めた取組みの連携を強化することで、グループ全体としてのコンプライアンス体制の維持・推進をしていきます。

コンプライアンスの重要課題と取組み

大和証券グループ本社においては、2007年度は反社会的勢力への対応強化を最重要課題として取り組みました。また、2006年度よりさらに裾野を広げ、グループ内の4社へ企業倫理研修を実施するなど、コンプライアンス意識の醸成にも力を入れました。

大和証券では、2007年9月の金融商品取引法、金融商品販売法の施行への対応とともに、社内ルールの簡素化や、役職員への教育活動など、ルールの主旨の理解を浸透させる取組みを強化しました（P.17-18参照）。

大和証券SMBCでは、金融商品取引法施行に伴う体制構築を中心に、個人情報漏洩の防止、利益相反やマネーロンダリングに関するチェック体制の強化などを進めました。

■ 反社会的勢力への対応

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を政府が策定するなど、反社会的勢力の排除に対する社会的な要請がますます高まっています。大和証券グループでは、こうした勢力に断固として立ち向かい、市場の健全性を確保して信頼性を高めていくことが、証券業界に求められる役割であると考え、対応強化へのさまざまな方策を進めています。

2007年度は、大和証券グループ本社が中心となり、反社会的勢力を排除するため一層のデータ蓄積を行いました。

また、これらの取組みをもとに、右記の「反社会的勢力への対応についての基本方針」を策定しました。

反社会的勢力への対応についての基本方針

反社会的勢力への対応について

大和証券グループは、証券市場の健全性・公平性の確保及びお客様と従業員の安全確保のために、暴力団、暴力団関係者、総会屋などの反社会的勢力の排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。

1. 大和証券グループは、反社会的勢力との取引を一切行いません。
2. 大和証券グループは、すでに当社グループと取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引の解消に向けた適切な措置をすみやかに講じます。
3. 大和証券グループは、反社会的勢力への資金提供は一切行いません。
4. 大和証券グループは、反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
5. 大和証券グループは、反社会的勢力の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

WEB版 活動報告 ●お客様相談センターへの入電状況
●内部通報制度(企業倫理ホットライン)の仕組みと実績

2008年度の目標と主な行動計画

2008年度は、さらに反社会的勢力の排除を徹底するため、「反社会的勢力への対応についての基本方針」をグループ内外へ向けて強く打ち出し、グループ各社への浸透・定着を進めていきます。

また、コンプライアンス研修の徹底や企業倫理ホットラインのさらなる充実を通じて、より高い倫理観・コンプライアンス意識の醸成を図ります。「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に対応する体制整備など、金融商品取引法施行後を踏まえ、リスク管理体制や情報管理体制の強化にも引き続き取り組んでいきます。